

第 1 章 戦略ビジョンの基本的事項

1. 戦略ビジョン策定の趣旨

2011 年 3 月に策定された「石川県生物多様性戦略ビジョン」は、生物多様性基本法に基づく、本県の生物多様性の保全及び持続的な利用に関する基本的な計画であり、目標や重点戦略等を定め、取り組むべき具体的な施策を示したものです。

国が 2023 年に「生物多様性国家戦略 2023－2030」を閣議決定し、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」というネイチャーポジティブの実現を掲げたことに加え、本県ではトキの放鳥・定着に向けた環境づくりの推進や、令和 6 年能登半島地震からの復旧・復興など、本県の生物多様性の保全にかかる取組も変化していることから、今般、新たな目標を掲げて「石川県生物多様性戦略ビジョン」を改定します。

2. 位置づけ

本戦略ビジョンは、生物多様性基本法第 13 条第 1 項に基づき、生物多様性国家戦略を基本とした、本県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画であり、中長期目標（2050 年）及び短期目標（2030 年）を定め、2030 年までに取り組むべき具体的な方針を示す行動計画です。

また、本県の環境の保全に関する総合的な計画である「石川県環境総合計画」と整合性を図りつつ、生物多様性の保全及び持続的な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

3. 対象地域

本戦略ビジョンの対象地域は石川県全域とします。

4. 計画期間

2026 年度から 2030 年度までの 5 年間とします。

5. 計画の推進と進行管理

本戦略ビジョンでは、各施策の進捗状況をわかりやすく、かつ客観的に示すため、行動目標（指標）を設定します。これらの行動目標を含め各施策については、定期的に、その進捗状況を有識者の意見も踏まえながら評価するとともに、その評価結果を踏まえ、施策の進め方について必要な見直しを行い、翌年度以降の事業の実施方法に反映する PDCA サイクルに基づき計画を着実に進めます。